

【 検 査 】**１５５ 肺炎等に対するクラミドフィラ・ニューモニエ I g G 抗体等の算定について****《令和６年５月３１日》****○ 取扱い**

クラミジア感染症の記載がない次の傷病名に対するD012「9」クラミドフィラ・ニューモニエ I g G 抗体、D012「10」クラミドフィラ・ニューモニエ I g A 抗体又はD012「27」クラミドフィラ・ニューモニエ I g M 抗体の算定は、原則として認められない。

- (1) 肺炎（疑い含む。）
- (2) 肺結核
- (3) 慢性閉塞性肺疾患
- (4) 急性上気道炎
- (5) 急性気管支炎
- (6) 急性副鼻腔炎
- (7) 気管支喘息

○ 取扱いを作成した根拠等

クラミドフィラ・ニューモニエ I g G 抗体、クラミドフィラ・ニューモニエ I g A 抗体又はクラミドフィラ・ニューモニエ I g M 抗体は、急性呼吸器感染症を引き起こす病原体であるクラミドフィラ・ニューモニエの抗体検査である。クラミドフィラ・ニューモニエに感染するとまず I g M が上昇し、次いで I g G が上昇する。I g A はクラミドフィラの感染後の活動状態と関連がある。

クラミドフィラ・ニューモニエの各種抗体は、クラミジア感染に対し特異的に反応するため、クラミジア感染の診断等に有用である。

以上のことからクラミジア感染症の記載がない場合の肺炎（疑い含む。）、肺結核、慢性閉塞性肺疾患、急性上気道炎、急性気管支炎、急性副鼻腔炎、気管支喘息に対するこれらの検査の算定は、原則として認められないと判断した。